

芳賀地区地域づくり推進協議会会則

(名称)

第1条 協議会は、芳賀地区地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の愛称を「芳賀チャレンジ21」とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、芳賀市民サービスセンターに置く。”

(目的)

第3条 協議会は、芳賀地区自治会連合会（以下「自治会連合会」という。）会則

第4条の規定に基づく専門組織として、地域住民が地域の活性化を目指し、地域の支え合いや自主・自立性の強化を図りながら、誰もが安全・安心に暮らせる地域住民による主体的なコミュニティづくりを目的とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、芳賀地区住民が住んでいて良かったと思える地域にするために、地域に必要なことや地域にできることについて協議し、地域課題の解決に向けて、地域全体で取り組むことのできる計画や体制づくりを行い事業を推進する。

(組織構成員)

第5条 協議会の委員は、別表1のとおりとする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	2名
(3) 会計	2名
(4) 監事	2名
(5) 理事	若干名
(6) 評議員	若干名

2 協議会の会長、副会長は、前橋地域づくり連絡会の委員を兼務する。

(役員を選任方法)

第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。

(1) 会長、副会長(1名)、及び会計(1名)は、自治会連合会会則第13条の規定に基づく自治会長の互選による。

(2) 副会長(1名)及び会計(1名)は理事の中から会長が選任する。

(3) 監事は、自治会連合会監事2名のうち互選による1名及び公民館利用グループ連絡協議会長をもって充てる。

(4) 理事は、委員のうち芳賀地区各町推薦者(副会長及び会計を除く。)をもって充てる。

(5) 評議員は、委員のうち別表2に掲げる者をもって充てる。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、協議会の会計を処理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

5 理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。

6 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議し、決議する。

(顧問及び参与)

第9条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応える。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、理事会及び評議員会とする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会長が必要と認めた時は、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

4 協議会に事業を実施するための「部会」を置くことができる。

5 評議員会は、年1回総会に代えて開催し、予算・決算・事業計画・会則の変更その他重要事項を審議し、議決する。ただし、必要により臨時で開くことができる。

6 役員会及びその他の会議は随時開催する。

7 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第11条 自然災害等により、会議の招集が困難であり会長がやむを得ないと認めるときは会議を書面により開催することができる。

第12条 書面により開催する会議の議事は、期日までに回答された議決行使書の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。”

(理事会)

第13条 理事会は、この会則に規定してあるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 評議員会に提出すべき事項

(2) 事業の運営に関する事項

(3) 評議員会の議決で委任された事項

(4) その他、会長が必要と認めた事項

(評議員会)

第14条 評議員会は、この会則に規定してあるもののほか次の事項を議決する。

(1) 年度事業に関する事項

(2) 年度予算及び決算に関する事項

(3) 重要規定の制定及び改廃に関する事項

(4) その他、会長が必要と認めた事項

(会計)

第15条 協議会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

2 会長は、会計年度の終了後、監事の監査を受けて、協議会の総会に会計報告し、承認を受けなければならない。

(会則に定めない事項)

第16条 協議会則に定めない事項については、会長が理事会に諮って別に定める。

附 則

協議会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

協議会則は、令和5年4月22日から施行する。

附 則

協議会則は、令和6年4月20日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	人数等
芳賀地区自治会長	10人
各種団体（右に掲げる各種団体の長）	民生児童委員協議会 生涯学習奨励員連絡協議会 保健推進員会 青少年育成推進員会 子ども会育成団体連絡協議会 前橋市防犯協会芳賀分会 交通指導員 少年補導員4班 保護司会芳賀分区 生活安全推進員会 長寿会連合会 食生活改善推進員会 芳賀中PTA 芳賀小PTA 消防団第8分団 更生保護女性会 商工振興会 公民館利用グループ連絡協議会 東部工業団地連絡協議会 西部工業団地連絡協議会 交通安全協会芳賀分会
関係団体役員	体育協会副会長（スポーツ推進委員） 体育協会会計（スポーツ推進委員）
学校関係	芳賀中学校長 芳賀小学校長
警察関係	警察官駐在所（1人）
芳賀地区各町推薦者	20人（各町2人）

別表 2 (第 7 条関係)

各町自治会長 (本会会長、副会長、会計及び監事を除く。)

民生委員児童委員協議会長

生涯学習奨励員連絡協議会長

保健推進員会長

青少年育成推進員会長

子ども会育成団体連絡協議会長

防犯協会芳賀分会長

交通指導員代表

少年補導員第 4 班代表

保護司会芳賀分区会長

生活安全推進員代表

長寿会連合会長

食生活改善推進員会長

更生保護女性会芳賀支部長

商工振興会長

東部工業団地連絡協議会長

体育協会副会長 (スポーツ推進委員)

体育協会会計 (スポーツ推進委員)